

証券コード 444A  
2026年3月9日  
(電子提供措置の開始日 2026年3月7日)

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原4丁目3-12

**アイテル株式会社**

代表取締役社長 永田 尚

## 第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、インターネット上の当社ウェブサイト（下記記載）に掲載しておりますので、当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www5.aitel.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択のうえ、「第31回定時株主総会招集ご通知」の欄にて、ご確認ください。）

また、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、当社名（アイテル）又は証券コード（444A）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月27日（金曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月30日（月曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原4丁目3-12 新大阪明幸ビル2階  
当社本店会議室
3. 目的事項  
報告事項 第31期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告及び  
計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)3名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内  
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月27日（金曜日）  
午後6時までに到着するようご返送ください。なお、ご返送いただいた議決権行  
使書において、各議案につき賛否が表示されていない場合は、会社提案につき賛  
成としてお取扱いいたします。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう  
お願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引  
所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 事業報告

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用及び所得の改善、高水準の企業収益が継続しており、緩やかに景気は回復してきました。一方で所得の改善はあるものの、高水準のインフレで実質賃金は横ばい圏となっております。

海外経済は、米国における関税政策の影響は現状限定的であります。中国では不動産市況悪化と共に米国関税政策の影響を受け、減速傾向にあります。欧州は、関税政策実施前の駆け込み輸出の反動等もあり、景気は停滞しております。

こうした環境の中で、新車業界及び中古車業界におきましては、米国関税政策により国内自動車メーカーの業績悪化があったものの、国産車販売は前年同等の水準である一方、輸入車の新車販売は増加しております。

2024年から2025年までの新車及び中古車販売台数は以下のとおりとなります。

乗用車販売台数推移(台)	2024年	2025年
輸入車(新車)	301,259	340,835
輸入車(中古車)	539,340	530,853
国産車(新車)	2,221,846	2,192,688
国産車(中古車)	2,658,497	2,628,710
国産車+輸入車(新車)	2,523,105	2,533,523
国産車+輸入車(中古車)	3,197,837	3,159,563

(出典：日本自動車輸入組合統計データ・一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ)

当社におきましては、このような状況のなか、「満足の得られる市場を創造する Create the satisfying market」という社是に基づき、今まで市場になかった「ならでは商品」を世に出すことで新たなマーケットの創造に努めてまいりました。

純正 Plus up ビジネスにおいては、販路別では、ディーラー向け販売は、当期上半期は好調な販売を維持していたものの、当期下期より「Androide r (HDMI入力付きCAR PLAYアダプター)」などの既存商品の販売が大幅に減少いたしました。2025年10月より販売開始した「Car Passenger」などの新商品発売により若干の回復をみせましたが、既存商品の販売減少を補うことができなかった結果、売上が減少いたしました。

Webサイト経由販売においては、輸入車向けインターフェイスの販売減少が継続しているものの、前年に引き続き「カーセキュリティ関連商品」や「テレビキャンセラー」の拡販が功を奏し、売上が増加いたしました。

法人車両ビジネスにおいては、新規案件の獲得に努めましたが、売上としては前年と横這いとなりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は2,442百万円（前期比6.5%増）、営業利益は97百万円（同一%）、経常利益は88百万円（同一%）、当期純利益は84百万円（同一%）となりました。

なお、当社はナビ男くん事業の単一セグメントである為、セグメントの記載を省略しております。

#### 事業の部門別売上高

事業別	売上高	生産高
ナビ男くん事業	2,442,365 千円	- 千円

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は57,672千円であり、主な内容は東京CSB及び横浜CSBの開設及び開発用車両の購入に伴うものであります。

#### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### 1) 人材確保について

ナビ男くん事業の売上拡大のためには、取付作業を行う技術者人材の確保が必要であり、また技術者人材育成に半年から1年の時間を要することから重要な課題であると捉えております。技術者人材の獲得については、業界平均を超える待遇と積極的な研修体制、ワークライフバランスの整った労働環境を用意し、採用活動を行っております。

##### 2) 商品確保について

当社の扱う車載電装品の内、オリジナル商品の大部分は海外取引先からの仕入に依存しております。半導体不足の影響は和らいでいるものの長納期化しており、在庫が滞留するリスクが高まっております。このような状況の中、当社としましては、販売計画を立て、滞留する在庫を減らしつつ、必要在庫を確保するという対応を行っております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第28期	2023年度 第29期	2024年度 第30期	2025年度 (当期)第31期
売 上 高	2,787,737 千円	2,706,337 千円	2,293,730 千円	2,442,365 千円
経 常 利 益	28,146 千円	65,778 千円	4,013 千円	88,204 千円
当 期 純 利 益	14,249 千円	6,851 千円	1,744 千円	84,971 千円
1株当たり当期純利益	52.58 円	25.28 円	6.32 円	306.76 円
総 資 産	1,113,759 千円	1,089,573 千円	1,192,848 千円	1,299,785 千円
純 資 産	499,566 千円	502,143 千円	513,294 千円	597,744 千円
1株当たり純資産額	1,843.42 円	1,852.93 円	1,853.05 円	2,157.92 円

(注) 当社は、2023年4月12日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。2022年度(第28期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

(注) 当社は、2024年2月16日開催の取締役会決議に基づき、2024年2月28日に自己株式6,000株をアイテル従業員持株会に譲渡しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事 業	主 要 サ ー ビ ス 内 容
純正plus upビジネス	androider、ドラレコなどの電装品販売取付
法人車両ビジネス	テレマティクス、カーナビ、ETCなどの電装品取付

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	大阪府大阪市淀川区	関西CSB	大阪府吹田市
横浜CSB	神奈川県横浜市都筑区	北関東CSB	埼玉県戸田市
東京CSB	東京都江戸川区	中部CSB	愛知県名古屋市中村区
広島CSB	広島県広島市安佐南区	九州CSB	福岡県福岡市早良区

(注) CSBとは「Customer Satisfaction Base」の略称になり、お客様満足度の向上を図る拠点となります。

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減
93 (5) 名	+4 (△1) 名

(注) 上記従業員数は就業人員であり、従業員欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員となっております。

(10) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社山陰合同銀行	200,000 千円
株式会社南都銀行	100,000
株式会社日本政策金融公庫	476

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は2025年11月18日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,240,000株  
(2) 発行済株式の総数 277,000株 (自己株式 33,000株を除く。)  
(3) 株主数 5名  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
永田 尚	259,900 株	93.8 %
下高原 和典	10,000	3.6
アイテル従業員持株会	6,000	2.2
内山 貴之	1,000	0.4
税理士法人なみあし	100	0.0

(注) 当社は、自己株式33,000株を保有しておりますが、上記株主から除いております。また、上記の持株比率の割合は、自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2023年4月24日	2023年4月24日
新株予約権の数	9,500個	19,845個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式9,500株	当社普通株式19,845株
新株予約権の払込価額	無償とする	無償とする

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 1,910円 (1 株当たり 1,910円)		新株予約権 1 個当たり 1,910円 (1 株当たり 1,910円)		
新株予約権の行使期間		2025年 5 月 20日から 2033年 5 月 19日まで		2025年 5 月 20日から 2033年 5 月 19日まで		
行使条件		<p>① 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場された後 1 ヶ月の期間が経過するまで、新株予約権を行使することができない。</p> <p>③ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>		<p>① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社もしくは当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、当社もしくは当社関係会社の従業員が定年により退職した場合、または取締役会決議で特に承認した場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。</p> <p>③ 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の普通株式に係る株券が日本国内の証券取引所に上場された後 1 ヶ月の期間が経過するまで、新株予約権を行使することができない。</p> <p>④ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>		
役員 の 保 有 状 況	取締役（監査等委員を除く）	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	5,000個 5,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— — —
		社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	1,000個 1,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— — —
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	3,500個 3,500株 3名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— — —	

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
永田 尚	代表取締役社長	-
下高原 和典	常務取締役 管理本部管掌	-
西村 渡	取締役	水都総合法律事務所 所長
倉田 昌彦	監査等委員である取締役	有限会社ウエアハウス 代表取締役 有限会社エヌティーエル 代表取締役
塩田 浩一	監査等委員である取締役	株式会社SUITO Business Consulting 代表取締役 SUITO Business Solution株式会社 代表取締役 水都総合会計事務所 所長 デカトロンディストリビューションジャパン株式会社 社外監査役
大門 吉俊	監査等委員である取締役	大門公認会計士事務所 所長 株式会社ドゥクタス 取締役

- (注) 1. 取締役西村渡氏、監査等委員である取締役塩田浩一氏及び大門吉俊氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は社外取締役西村渡氏及び監査等委員である取締役塩田浩一氏、大門吉俊氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役と同法第423条第1項の損害賠償を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

##### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

##### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

##### (5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

###### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

###### (取締役)

当社の取締役の報酬は、基本報酬のみを支給することとしており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。個人別の報酬の額及び数については、各役員の役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務における貢献・実績に基づき、取締役会にて決定しております。

###### (監査等委員である取締役)

監査等委員である取締役の報酬は、その職務の特性から、基本報酬のみを支給することとしております。監査等委員である取締役の基本報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において監査等委員である取締役の協議により決定する方針としております

② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2023年3月30日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役1名）であります。

監査等委員である取締役の報酬額は、2023年3月30日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役2名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会が決定しており、該当事項はありません。

④ 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	55,911	55,805	—	106	2
監査等委員 (社外監査等委員を除く。)	10,664	10,644	—	20	1
社外取締役 (監査等委員含む)	8,500	8,400	—	100	3

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 西村渡

ア. 重要な兼職先と当社との関係

水都総合法律事務所 所長

兼職先と当社の間には特別な関係はございません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

臨時開催を含む14回中14回出席し、弁護士としての専門的見地から発言・質問を行っております。

(イ) 同氏の意見により変更された事業方針

該当事項はありません。

② 監査等委員である取締役 塩田浩一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社SUITO Business Consulting 代表取締役

SUITO Business Solution株式会社 代表取締役

水都総合会計事務所 所長

デカトロンディストリビューションジャパン株式会社 社外監査役

兼職先と当社の間には特別な関係はございません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会、監査等委員会への出席状況及び発言状況

取締役会14回中14回、監査等委員会14回中14回出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜質問及び意見具申を行っております。

③ 監査等委員である取締役 大門吉俊

ア. 重要な兼職先と当社との関係

大門公認会計士事務所 所長

株式会社ドゥクタス 取締役

兼職先と当社の間には特別な関係はございません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会、監査等委員会への出席状況及び発言状況

取締役会14回中14回、監査等委員会14回中14回出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜質問及び意見具申を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 OAG監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 13,200千円

注1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて、必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断される等、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社とOAG監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

## 6. 会社の体制及び方針

### 1 業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。
- ② 「組織規程」、「職務分掌・職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。
- ③ 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行なう企業風土を構築するため、「コンプライアンス規程」を定める。
- ④ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当委員会において、コンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・維持・整備にあたる。
- ⑤ コンプライアンスに関する情報を収集するため、相談窓口を社内外に設置し、当該相談窓口への相談内容を調査した上で、再発防止策を担当部門と協議・決定する。
- ⑥ 監査等委員である取締役は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。
- ⑦ 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性及び財務会計に関する内部監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。
- ② 上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
- ③ データ化された情報については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切なアクセス権限や権限管理を敷くことで機密性の確保と利用可能性の両立を図る。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理に関し、「リスク管理規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクに関する重要事項について、具体的かつ実質的な協議及び評価等を行うことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。不測の事態が発生した場合には、管理担当役員が統括責任者として、全社的な対策を検討する。
- (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行なう企業風土を構築するため、「コンプライアンス規程」を定める。
  - ② リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当委員会において、コンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・維持・整備にあたる。
  - ③ コンプライアンスに関する情報を収集するため、相談窓口を社内外に設置し、当該相談窓口への相談内容を調査した上で、再発防止策を担当部門と協議・決定する。
  - ④ 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性及び財務会計に関する内部監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。
- (5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、管理部門管掌役員は監査等委員である取締役と協議のうえ、管理部門の使用人を監査等委員会を補助すべき使用人として指名することができる。
  - ② 補助すべき使用人の任命、解任、人事異動等については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとする。
  - ③ 指名された使用人への監査等委員会補助に関する指揮命令権は、監査等委員である取締役が指定する補助すべき期間中は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの指揮命令を受けない。
- (6) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- ① 監査等委員である取締役は、必要に応じていつでも、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。
  - ② 監査等委員である取締役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。
  - ③ 監査等委員である取締役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、「公益通報者保護規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
- (7) 監査等委員である取締役の職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員である取締役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の遂行に必要な

でない」と認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

- (8) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ① 取締役は、監査等委員である取締役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
  - ② 監査等委員である取締役は会計監査人及び内部監査担当と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。
  - ② 当社は、「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを定め、全ての取締役及び従業員に周知徹底する。
  - ③ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

## 2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社は内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングをし、改善をしております。

### ② リスク管理体制の整備状況

当社は、取締役会でのリスク管理に努めるとともに、リスクの認識、評価、対応に関する基本方針を「リスク管理規程」で定め、リスク・コンプライアンス委員会を定期的開催し、上記基本方針を実行に移しております。またリスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制を含む「予算管理規程」、これらを監視するための内部監査の適正実施による内部統制機能の充実に取り組んでおります。

また弁護士と顧問契約を締結しており、必要に応じて法律全般についてアドバイスを受けております。

### ③ 内部監査

当社は、現時点では小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、代表取締役社長が3部署より任命した内部監査担当者5名が担当しており、自己監査とならないように分担して監査を行っております。当社の内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役社長に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務運営が会社の経営基本方針・諸規程等に準拠し、妥当かつ効率的になされているかを監査し、監査によって業務の正常な運営と改善向上を図り、経営効率の増進に寄与することを基本方針として実施してござ

す。なお、内部監査担当者は監査等委員、会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行なうなど、相互連携による効率性の向上に努めております。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,115,647</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>395,310</b>
現金及び預金	765,959	買掛金	81,530
売掛金	163,662	1年内返済予定の長期借入金	204
商 品	119,702	未払費用	107,014
貯 蔵 品	1,208	未払法人税等	34,666
前 渡 金	48,004	未払消費税等	35,609
前払費用	4,122	契 約 負 債	92,560
未収入金	11,181	預 り 金	9,298
そ の 他	1,805	賞与引当金	34,387
		そ の 他	40
<b>固 定 資 産</b>	<b>184,137</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>306,729</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>90,169</b>	長期借入金	300,272
建 物	74,664	役員退職慰労引当金	1,402
構 築 物	1,816	そ の 他	5,055
車 両 運 搬 具	9,560		
工 具 器 具 備 品	3,980	<b>負 債 合 計</b>	<b>702,040</b>
土 地	148	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>93,967</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>597,744</b>
投資有価証券	10,000	資 本 金	15,500
入 会 金	5,175	資 本 剰 余 金	10,571
差 入 保 証 金	22,760	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,571
長期前払費用	1,038	利 益 剰 余 金	576,559
繰延税金資産	54,993	利 益 準 備 金	3,956
		そ の 他 利 益 剰 余 金	572,603
		繰越利益剰余金	572,603
		自 己 株 式	△4,886
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>597,744</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,299,785</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>1,299,785</b>

# 損 益 計 算 書

( 2025年1月1日から )  
( 2025年12月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,442,365
売 上 原 価		1,443,186
売 上 総 利 益		999,179
販売費及び一般管理費		902,005
営 業 利 益		97,174
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,723	
有 価 証 券 利 息	31	
受 取 保 険 料	1,014	
そ の 他	1,274	4,043
営 業 外 費 用		
社 債 利 息	5	
支 払 利 息	3,999	
支 払 手 数 料	8,800	
そ の 他	208	13,013
経 常 利 益		88,204
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	15,145	15,145
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	195	
固 定 資 産 除 却 損	3,828	
事 務 所 移 転 費 用	2,787	6,810
税 引 前 当 期 純 利 益		96,538
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	36,468	
法 人 税 等 調 整 額	△24,901	11,567
当 期 純 利 益		84,971

# 株主資本等変動計算書

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	15,500	10,571	10,571
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	15,500	10,571	10,571

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	3,956	488,152	492,109	△4,886	513,294	513,294
当期変動額						
剰余金の配当	-	△520	△520	-	△520	△520
当期純利益	-	84,971	84,971	-	84,971	84,971
当期変動額合計	-	84,450	84,450	-	84,450	84,450
当期末残高	3,956	572,603	576,559	△4,886	597,744	597,744

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～39年
構築物	15年
工具器具備品	2～15年
車両運搬具	2～6年

#### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しております。
- (3) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 商品の販売に係る収益認識

商品の販売に係る収益は、主に車載電装品等の取付による販売であり、顧客との販売契約に基づいて車載電装品等の取付の履行義務を負っております。当該履行義務は、車載電装品等の取付が完了し、顧客が当該車載電装品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、商品の取付完了及び納品完了時点で収益を認識しております。これに関して重大な金融要素や、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

##### (2) 製品保証に係る収益認識

当社は、商品販売時に有償で3年間の製品保証を提供しており、製品保証対価を3年間で期間按分して、収益を認識しております。これに関して重大な金融要素や、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

### 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 58,247千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	310,000	-	-	310,000

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	33,000	-	-	33,000

3. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会決議	普通株式	520	1.88	2024年 12月31日	2025年 3月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月30日 定時株主総会決議	普通株式	利益剰余金	26,038	94.00	2025年 12月31日	2026年 3月31日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	11,879	千円
未払社会保険料	1,801	千円
契約負債	1,215	千円
棚卸資産評価損	19,646	千円
繰越税額控除	16,297	千円
その他	7,732	千円
繰延税金資産小計	58,574	千円
評価性引当額	△2,032	千円
繰延税金資産合計	56,542	千円

繰延税金負債

その他	△1,548	千円
繰延税金負債合計	△1,548	千円
繰延税金資産の純額	54,993	千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達する方針であります。

デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、財務経理部が取引先毎の期日及び残高を管理するとともに、定期的に回収状況に関するモニタリングを行っております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、預り金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	10,000	9,671	△329
資産計	10,000	9,671	△329
(1) 長期借入金	300,476	293,656	△6,819
負債計	300,476	293,656	△6,819

※1. 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

※2. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
(1) 入会金	5,175
(2) 差入保証金	22,760
資産計	27,935

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

#### 投資有価証券

投資有価証券は満期保有目的の債券であり、時価は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### 1年内返済予定の長期借入金、長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ナビ男くん事業の単一セグメントであります。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当事業年度
一時点で移転される財及びサービス	2,395,220千円
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	47,144 〃
顧客との契約から生じる収益	2,442,365千円
その他の収益	-千円
外部顧客への売上高	2,442,365千円

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	182,388千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	163,662 〃
契約負債 (期首残高)	83,333 〃
契約負債 (期末残高)	92,560 〃

契約負債は、前受金、前受収益及びポイント制度に係るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、50,512千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務は92,560千円であります。当該履行義務は、前受金、前受収益及びポイント制度に係るものであり、期末日後1年以内に約50%、残り約50%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1	1株当たり純資産額	2,157円92銭
2	1株当たり当期純利益	306円76銭

重要な後発事象に関する注記  
該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年3月3日

アイテル株式会社

取締役会 御中

OAG監査法人

大阪府吹田市

指 定 社 員	公認会計士	今井 基喜
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	橋本 公成
業務執行社員		

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイテル株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載

内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に

基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

当監査等委員会は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査所管部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和 8年 3月 6日

アイテル株式会社 監査等委員会

監査等委員 倉田 昌彦

監査等委員 大門 吉俊

監査等委員 塩田 浩一

(注) 1. 監査等委員 大門吉俊及び塩田浩一は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、当社をとりまく環境が依然として厳しい折から下記のとおりといたしたいと存じます。

#### <期末配当に関する事項>

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金94円00銭 総額26,038,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年3月31日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）3名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
永田 尚 (1967年3月28日生)	1995年5月 当社設立 代表取締役（現任）	259,900株
下高原 和典 (1971年2月15日生)	1994年4月 小椋栄和 会計事務所 入社 1997年10月 当社 入社 1998年9月 当社 取締役 2022年1月 当社 常務取締役（現任）	10,000株
西村 渡 (1952年6月21日生)	1988年4月 町法律事務所 入所 1995年4月 水都総合法律事務所 開設 所長（現任） 2021年7月 当社社外取締役（現任）	-株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西村 渡氏は社外取締役候補者であります。
3. 西村 渡氏を社外取締役候補者とした理由は、現在水都総合法律事務所の所長を務め、当社の創業初期から顧問弁護士として、経営における法的問題の解決に携わっていただきました。弁護士としての高度な法的知識を有しており、当社の業務執行につき、法律的な見地から当社の経営に助言及び指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

以上